

第8回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年2月22日(木) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 妹尾伸二

2番 嗟峨弘巳

3番 押切秀志

4番 新井功仁恵

5番 小椋学

6番 阿部栄子

8番 齋藤晃佳

9番 谷口正明

10番 宮崎義幸

11番 工藤均

12番 百々栄二

13番 白川英之

4 出席職員 3名

事務局長 酒井美和子

農政係長 村田直樹

農地係 前田一成

5 議 事

- | | | |
|---------|---------|--|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 7 | 議案第 1 号 | 農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認
について |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告
について |
| 日程第 1 0 | 議案第 4 号 | 農地法第 5 2 条の規定による賃借料情報の提供について |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 号 | 農用地利用集積計画作成要請について |
| 日程第 1 2 | 議案第 6 号 | 農用地利用集積計画の取消について |
| 日程第 1 3 | 議案第 7 号 | 不動産取得税徴収猶予の継続に係る証明について |
| 日程第 1 4 | 議案第 8 号 | 令和 5 年度浜中町農業委員会補正予算の提出
について |
| 日程第 1 5 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局長 第8回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。
本日の会議の出席委員は、在任委員13名のところ12名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。
それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議長 おはようございます。例年に比べて暖かい日が続いており、割と暮らしやすい冬ではありますが、いつまた寒さや雪の猛威があるか分かりませんので注意しなければならないと思っております。異常なのは気候だけではなく、政界においても耳にする情報があまりにも常軌を逸したことになっていることを嘆かなければならないと思っております。そう思うのは、私だけではないと思います。
さて、昨年末よりお願いしておりましたアンケートの取りまとめが終盤を向かえております。提出期限は過ぎましたが、もう少し残っているところもあるようです。目標地図を作る上でもう少しの協力をお願いしたいと思います。

本日は、報告1件、議案は8件提案させていただいております。
慎重審議をお願いし開会の挨拶とさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。
本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、1番妹尾委員、2番嵯峨委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。
本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局長 前回総会から本総会までの間の、会務についてご報告申し上げます。

2月1日「令和5年度市町村農業者年金協議会代議員等研修会」が釧路町で開催され、白川会長ほか委員10名、事務局2名が参加しております。北海道農業会議の職員より、農業者年金制度の現状や制度の充実に関する要望と制度改善状況について説明があったところでございます。

2月9日〇〇〇〇氏所有地の「農地利用協議」を〇〇地区コミュニティセンターで開催し、地元農業者3名、農協担当者2名、役場農林課職員2名、百々委員、事務局2名が出席しております。本日の総会に提案しておりますとおり、〇〇〇〇氏と〇〇〇〇〇〇〇との農用地利用集積計画の取下げ書が提出されておりますが、今後の農地の利用について協議を行ったところ、〇〇〇〇より借り入れを予定してい

た〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏がそれぞれ買入を承諾いたしました。〇〇氏と〇〇氏においては〇月総会で、〇〇氏については〇〇が〇〇され登記簿の名義が〇〇氏に戻り次第、農用地利用集積計画書を作成し〇〇に進めていく予定でございます。

2月13日「普通救命講習」が役場本庁で開催され、前田主事が参加しております。

2月20日「第4回農政部会」を開催し、農政部会委員4名と白川会長、事務局3名が出席しております。本日の総会に提案しております 令和5年度の農業委員会補正予算について協議を行っております。

以上、会務報告の説明を終わります。

議 長

事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告の内容をご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第3条第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。

この度の届出は、相続による権利の取得1件でございますが、整理番号1の届出人は、姉別〇丁目〇番地、〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇〇〇氏名義の農地について、平成〇〇年〇月〇日付けで権利の取得をしたものでございます。今回の届出により取得した農地は、姉別基線〇〇〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡、

整理番号2の届出人は、厚陽〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇〇氏名義の農地について、令和〇年〇月〇〇日付けで権利の取得をしたもので、今回の届出により取得した農地は、厚陽〇〇〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございます。

詳細につきましては、議案書2ページから10ページ及び議案関係資料1ページから7ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上、本人からの届出に基づき、ご報告申し上げますので、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから報告第1号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
整理番号2は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

事務局 局長 日程第7 議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 局長 議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。

また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されており

ます。

本案は、1件の届出でございますが、整理番号1は、円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は円朱別西〇線〇〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、議案第1号の質疑を行います。本案については、整理番号1で、10番宮崎委員、11番工藤委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(宮崎委員、工藤委員退席)

それでは、これから議案第1号の質疑を行います。
議案第1号について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

(宮崎委員、工藤委員入室)

日程第8 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、売買による権利の移転1件、賃貸借による権利の設定6件、の許可申請でございますが、整理番号1は、円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は円朱別西〇線〇〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇に売買による権利の移転、

整理番号2は、厚陽〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は厚陽〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を厚陽〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

整理番号3は、茶内西〇線〇〇〇番、〇〇〇〇〇氏所有地、対象地は茶内西〇線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番、〇〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

整理番号4は、茶内西〇線〇〇〇番、〇〇〇〇〇氏所有地、対象地は茶内西〇線〇〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番、〇〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

整理番号5は、茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は茶内西〇線〇〇番、ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

整理番号6は、茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は茶内西〇線〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

整理番号7は、茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は茶内西〇線〇〇番、ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細については前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

前田主事

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。
整理番号1について、7番百々委員、お願いします。

百々委員

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、牛舎を新しくしまして規模拡大を進めております。それに合わせて農地もさらに必要となっている状況です。経営状況も心配ありませんで許可することに問題ありません。

議 長

ありがとうございました。
次に、整理番号2について、8番齋藤委員、お願いします。

齋 藤 委 員

〇〇氏は今年から育成牛を飼育するために、搾乳を中止した〇〇氏に土地を借りたい旨の申し出をした模様です。〇〇氏は日頃から圃場の管理もしっかりされているため許可することに問題ありません。

議 長

ありがとうございました。
次に、整理番号2について、11番工藤委員、お願いします。

工 藤 委 員

整理番号3、4ともに〇〇氏の離農に伴う土地であり、周辺の農地と効率的かつ総合的に利用が可能と考えられますし、また双方とも規模拡大を図っており場所も近隣ということで許可することに問題ありません。

議 長

ありがとうございました。
次に、整理番号5から7について、1番妹尾委員、お願いします。

妹 尾 委 員

整理番号5、6番は同じ地区で草地面積も足りないということと、両者ともにコントラで牧草収穫をしておりますので許可することに問題ありません。
整理番号7番は、〇〇氏の牧草地ですが茶内地区に近いということで本人の意向もあり許可することに問題ありません。

議 長

ありがとうございました。
それでは、議案第2号の質疑を行います。本案については、整理番号1で、10番宮崎委員、11番工藤委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(宮崎委員、工藤委員退席)

それでは、これから議案第2号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり決定されました。

(宮崎委員、工藤委員入室)

それでは次に、整理番号2の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号5の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号6の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号7の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり決定されました。
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
整理番号3は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり決定されました。
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
整理番号4は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり決定されました。
次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。
整理番号5は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号5は、原案のとおり決定されました。
次に、整理番号6を採決いたします。お諮りします。
整理番号6は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号6は、原案のとおり決定されました。
次に、整理番号7を採決いたします。お諮りします。
整理番号7は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号7は、原案のとおり決定されました。

日程第9 議案第3号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告
についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第3号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、

提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認することとされております。

確認すべき要件としましては、

1点目の「形態要件」として、株式会社、有限会社、持分会社または農事組合法人のいずれかに該当しているか、

2点目の「事業要件」として、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であり、そのうちの売上が全体の50%を超えているか、

3点目の「構成員・議決権要件」として、農業常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等の構成員の議決権が、総議決権の2分の1を超えているか、

4点目の「役員要件」として、役員の過半が年間150日以上農業に常時従事する構成員で、役員又は重要な使用人のうち、1人以上が60日以上農作業に従事しているかとなっております。

本案は1件の報告でございますが、整理番号1は、〇〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇でございます。

いずれも別記様式「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおり、「形態要件」、「事業要件」、「構成員・議決権要件」、「役員要件」の全ての要件を満たしているものと思われますので、ご確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第3号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

妹尾委員 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の所在地はどちらでしょうか。

農政係長 〇〇〇〇〇〇市です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号 農地法第52条の規定による賃借料情報の提供
についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第4号 農地法第52条の規定による賃借料情報の提供について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第52条では、「農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を適切に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。」とされております。

本委員会では、令和5年1月から12月までに、農地法第3条及び農用地利用集積計画書により、農地の賃貸借契約がされた賃借料のデータを収集し、最高額、最低額、平均額を算出し、これを町広報誌及び町ホームページにて公表しようとするものでございます。

以上、提案の理由及びその内容をご説明申し上げましたが、概略につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

それでは、これから議案第4号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第5号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第5号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、同条第2項で規定する農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、賃貸借による権利の設定4件、の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、

整理番号1は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は茶内西〇〇線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

整理番号2は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は茶内西〇〇線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

整理番号3は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は茶内西〇〇線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

整理番号4は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は西円朱別西〇〇線〇〇〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をしようとするものであります。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては前田主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

前田主事

(詳細説明あるも省略)

議長

それでは、これから議案第5号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり決定されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり決定されました。
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
整理番号3は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり決定されました。
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
整理番号4は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり決定されました。

日程第12 議案第6号 農用地利用集積計画の取消についてを議題とします。
提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第6号 農用地利用集積計画作成の取消について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

この件につきましては、令和○年○月○日議案第○号で可決されました○○
○○氏から○○○○○○○○○○○○○○○○○○へ、買入による農用地利用集積計画書の取
消となります。

○○○○○○○から○氏へ、対価の支払いを行う段取りまで進んでいる状況の
中、令和○年○月○日に○○○○○から○氏の○○○○○○○○○を行うために
現況を確認したいとの事務文書が送付され、○○○で○○の確認を行ったところ、
令和○年○月○日に○○○○○による○○○○○○○○○がされていたことが発
覚しました。

今後、○○○が○○されたとしても○○○○○○○○○としては○氏との○○○を
進めることはできないとのことであり、令和○年○月○日付で○氏と○○○○
○○○○○○○○○○の双方合意による農用地利用集積計画の取下書が提出されたた
め、本総会においてご審議いただく必要がございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げますが、詳細につきましては農
政係長よりご説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長

(詳細説明あるも省略)

議長

それでは、これから議案第6号の質疑を行います。

議案第6号について、質疑ありませんか。

6番阿部委員。

阿部委員

○○○されていたことは総会前に把握できなかったのですか。

事務局長

総会成立後の令和○年○月○日に○○○○○による○○○○○○○○○がされ
ているため総会後の○○○となります。

議長

ほかに質疑ありませんか。

2番嵯峨委員。

嵯峨委員

○○○から○○の○○○をされた旨の通知は、農業委員会に送付されるものなの
でしょうか。

事務局長 ○○○の旨の事務文書が送付されたため、法務局で○○○を確認したところ発覚した。○○○がされた旨の通知が農業委員会に通知されているわけではない。

議長 ほかに質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第6号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第7号 不動産取得税徴収猶予の継続に係る証明についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第7号 不動産取得税徴収猶予の継続に係る証明について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

地方税法附則第12条第1項では、「租税特別措置法第70条の4第1項に規定する受贈者に対して課する不動産取得税については、その規定の例によって徴収を猶予するものとする。」と規定されております。

また、同条第2項では、「所定の手続きについては、租税特別措置法の規定を準用する。」とされており、贈与税納税猶予の継続と同様に農業委員会の証明を行った上、北海道知事に届出書を提出することとなっております。

今年度の対象者は、円朱別西○○線○○番地、○○○氏、ほか○名で、前回証明を行った日より、引き続き農業経営を行っている旨を証明しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 それでは、これから議案第7号の質疑を行います。
議案第7号について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第7号を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。 日程第14 議案第8号 令和5年度浜中町農業委員会補正予算の提出について を議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長	議案第8号 令和5年度浜中町農業委員会補正予算の提出について、提案の理由 及びその内容をご説明申し上げます。 この度の補正は、年度末にあたり歳入の交付金確定による補正や、歳出の決算見 込みに基づき補正をしようとするものでございますが、歳入では、〇〇款使用料及 び手数料の現況証明手数料については、実績によるもので〇千円の減、〇〇款道支 出金の農業委員会交付金については、交付金額の割当内示により〇〇万〇千円の増、 農業委員会補助は、交付金額の割当内示により〇万〇千円の増、農地利用最適化交 付金は、〇〇万〇千円の増、〇〇款諸収入の農業者年金業務委託手数料〇〇万〇千 円の増につきましては、交付金額の確定によるもので、歳入の補正につきましては、 あわせて〇〇〇万〇千円の増額となります。 一方、歳出では、農業委員会委員に要する経費は〇〇万円の減、農業者年金事務 に要する経費は〇万円の増、歳出の補正は、あわせて〇〇万円の減額となります。 以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農 政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。
農 政 係 長	(詳細説明あるも省略)
議 長	それでは、これから議案第8号の質疑を行います。 議案第8号について、質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第8号を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第15 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局 長 次回総会について、3月29日、金曜日、午前10時からを提案します。

議 長 事務局から提案がありましたが、次回総会日程については、3月29日、金曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、3月29日、金曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。

これで、第8回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時40分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

1番 妹尾伸二

浜中町農業委員会

2番 嵯峨弘巳